

一二世紀後半シチリア王国の港湾行政と Magister Portulanus

——シヤルル・ダンジューの港湾管理——

高橋 謙 公

序論

いわゆる「文明の十字路」と呼ばれる中世シチリア王国は、地中海の中心に位置することで、地中海世界に住む多くの人々の往来をみた。東西にまたがる地中海航路は、シチリアを中継地としながら、海に隔たれた地にヒト・モノ・情報を運ぶ。その際に地中海各地に置かれた港湾施設を結ぶ形で、その海上交通は発展してきた⁽¹⁾。

加えて、中世における港の役割は、単に航路を結ぶだけではない。中世王権の重要な財源かつ外交手段でもあった⁽²⁾。中世シチリア王国の港湾施設は、地中海航路の要所であったために関税収入として莫大な収益をもたらした⁽³⁾。ま

た地中海交易が軌道に乗った一二世紀において、シチリア王国で収穫される穀物の豊穰さも手伝い、多くの商人がシチリア王国との特権的な外交関係を求めたこと⁽⁴⁾によって、それがそのまま外交上の武器となった。港湾行政は、そのような財政・外交上の要であり、やはりシチリア王権の重要課題であったと言えよう。それ故に、王権がその課題に取り組む姿勢を分析することは、地中海世界とシチリア王国との関係を知る一助となり、延いては今日の地中海交流史の研究に一石を投じることが期待される。

一二世紀の港湾行政史に関する研究状況

王国において港湾行政を担った役所マギステル・ポルトウラナートゥス (Magister Portulanatus) は一二三九年

に設立された。そこに従事した役人マガステル・ポルトウラーヌス (Magister Portulanus 以下 M.P.o. と表記) は、中世に設立されて以来、一九世紀まで存続したことと同役人の重要性が指摘されてきた。⁵⁾ しかし一三世紀後半の M.P.o. 研究は古い研究に依拠したまま進展を見ていない。そこには一三世紀のシチリア王国行政史を巡る問題がある。

一三世紀後半にシチリア王国を治め、地中海世界に大きな影響を与えたシャルル・ダンジュ⁶⁾ 治世の港湾行政研究は、行政史研究全体に関わる二つの議論に影響を受けている。一方では、シャルル治下の古典的なシチリア王国行政研究として、シュタウフェン朝期に築かれた行政制度の崩壊期として紹介される。⁷⁾ その他方で、アンジュー朝の再評価を唱える修正主義的研究では、シュタウフェン朝期から大きな変化はなく継承されてきたことが強調され、説明される。⁸⁾ これら二つの潮流が議論の中心に置かれたのは、共通して、シチリアの晩禱事件⁹⁾ の原因を求める伝統的な議論を中心に展開してきた背景にある。

港湾行政研究は、こうした伝統的な議論を土台とし、とりわけ修正主義的研究を軸に展開してきた。そのためにシュタウフェン朝との連続性が強調され、シャルル治下の港湾行政に生じた諸変化を見逃してきた。しばしば注目さ

れるとすれば、一二七八年にみる変化だけと言える。¹⁰⁾ こうした研究の遅れは、シャルル治下において M.P.o. に関する明確な職務規定がないことに起因する。港湾行政に関わる体系的な職務規定を記した史料は、M.P.o. が設立されることとなる一二三九年の規定以降、シチリア島では一三三八年一月二八日に発布された *Capta officii mag. portulanatus regie* まで見られない。¹¹⁾ したがって、一三世紀後半の職務や機能は行政史料上発給された個別事例から分析しなければならぬが、それも現状行われていない。

近年、地中海世界の相互交流史が注目される中で、航路と港の問題が注目され、それを機にシチリア王国各地の港湾が注目されるようになる。これらの港と地中海世界との関係が問い直されてきた。¹²⁾ 加えて二〇〇八年に、晩禱事件と距離を置きながら、主にシャルル治世の東地中海世界との政治外交と行政を詳述したボルゲーゼによって、晩禱事件の原因探究としての行政研究とは異なる視野が提供された。これらは、本稿が従来の研究動向を相対化する視野を得ると同時に、より詳細な行政研究を行う指標となった。¹³⁾

以上を踏まえ、本稿は、シュタウフェン朝から継承し、あまり変化が見られないとされてきたアンジュー朝の港湾行政研究について、アンジュー朝の行政史料『アンジュー朝

文書局発給史料目録(『*Registri della Cancelleria Angioina*』¹⁴)に残された史料から、各地のM.P.o.に関する文書を個々分析することで、シャルル治下の当該役職の特徴を明らかにし、アンジュー朝シチリア王国の港湾行政研究の基礎としたい。

一章 港湾行政の整備と財務行政

マギステル・ポルトウラーヌスの成立と職務

はじめに、中世シチリア王国の港湾行政について、その職務・機能を明らかにすること、そしてそれが研究上、財務行政の一環として認識されてきたこと、加えてそれ故に、成立からシャルル治世期にかけて、研究上の混乱をもたらしたことについて説明しなければならぬ。

中世シチリア王国において、いわゆる関税徴収はノルマン支配期から行われており、¹⁵その徴税管理を担ったのがポルトウラーヌス(Portulanus)であった。港(portus)を管理する職務は、一一三四年の王ロゲリウス二世治下の行政文書に確認され、¹⁶そこで港での徴税が行われていたことは明らかとなっている。一一四〇年代に創設された行政組織ディーワン・アッタフキーク・アルマームール(ラテン語でDohane de Secretis:以下ドウアーナ・デ・セクレ

ティースと表記)を通して、各港にポルトウラーヌスが配置された。ポルトウラーヌスは、海路を通る商品に課税し、その徴収額を上位機関であるドウアーナ・デ・セクレティースの長官に報告することを職務の一つとしていた。¹⁷

こうした港湾行政は、一二三九年に皇帝フレデリクス二世治下で発布された『王国における食料輸出に関する新たな規定(Ordinatio novorum portuum per regnum ad extrahenda victualia)』をもつて改革される。¹⁸この規定発布とともに、中世シチリア王国にマギステル・ポルトウラーヌスと称される港湾行政局が設立されると共に、港湾行政官であるマギステル・ポルトウラーヌスという王の役人が誕生した。

アルバネーゼに従えば、ノルマン支配期以来、ポルトウラーヌスは、ドウアーナ・デ・セクレティースを上位機関に据え、各港の管理を行っていたとされている。先の規定によつてM.P.o.が各港のポルトウラーヌスを任命することになり、¹⁹港湾での徴税はM.P.o.によつて管理されるようになった。そして地方財政業務を概観すると、王国世襲地や封土等の管理あるいは諸間接税の管理は、マギステル・プロクラテイオー(Magister Procuratio)に従事するマギステル・プロクラートル(Magister Procurator)が担うようになった。²⁰そして地方財政の収支を管理する役職である

セクレトゥス (Secretus) が、セクレティア (Secretia)⁽²¹⁾ と呼ばれる行政管区に基づき各地の徴税を取りまとめるようになった。⁽²²⁾ そして各地方で財政業務に携わる役所が、中央で王国の財政収支を記録するマギステル・ラティオナリス (Magister Rationalis)⁽²³⁾ に報告することとなった。

シャルル治下において、これら財政業務に携わる役人のうち、セクレトゥスと M.P.o. が、その職務・権能の類似性のためにしばしば研究上の混乱を見せた。⁽²⁴⁾ 次にその背景を、成立期に見る財務行政と港湾行政の関係から説明していく。

王国財務行政におけるアマルフィと役人人事

混乱の原因は、職務の類似性以上に役人人事から説明することができる。その根底にあるのは、シチリア王国の財務行政及び港湾行政において、アマルフィ近郊のコミュニネにいた有力家系が王国行政と密接に結びついたこと、そしてセクレトゥスと M.P.o. が一人の人物に兼任されるようになったことである。

一三世紀中ごろまでに、多くのアマルフィ人 (Amarfitani) が地中海世界の東西各地に拡散した。⁽²⁵⁾ フレデリクス二世期にアマルフィを離れた人物の一人に、アンゲルス・デ・マ

ツラがいる。マツラの家系は、一二一〇年代にアマルフィ、ラヴェッロを離れ、プーリアのバルレッタにあった財務局 (ufficio fiscale di Barletta) の監督を命じられた。一二三四年にアンゲルスは、テッラ・デイ・ラボーロのマギステル・プロクラートルに任じられ、王の寵愛のもと、王国の財務行政に深くかかわるようになった。その後、彼は皇帝の金庫番であるカメラリウス・エンペラトリウス (Camerarius Imperatoris) にまで任命されている。⁽²⁶⁾

このマツラ家と深い関係にあったのが同郷のニコラウス・デルフローである。ニコラウスは先のアンゲルスの妹、シジルガイダとの婚姻関係から、マツラ家同様に、王国の財務行政を担うこととなった。そして王国内における財政に関わる諸官職、セクレトゥスやマギステル・ラティオナリス、マギステル・プロクラートル、M.P.o. からゼッカーウス (Zeccarius: 造幣官)⁽²⁷⁾ に至るまで、この両家が大きな勢力となって関わった。

そしてシチリア王位を称したマンフレードゥス治下で、一人の人物が複数の肩書を有するケースが生じた。リゾー・デ・マツラは、王マンフレードゥスの命で、一二六五年八月二五日にシチリア島におけるセクレティアとマギステル・ポルトウラナートゥスの管理を命じられた。⁽²⁸⁾ これは財務行政を取り仕切ったセクレトゥスと港湾行政を取り

仕切るM.P.O.が兼任されることを意味した。その結果、セクレトウスの肩書を持つ者が港湾行政に携わるケースが生じることとなった。この兼任体制のために、研究上両役所の機能が混同され、財務行政と港湾行政の明確な区別が設定されなかったのである。

以上、シチリア王国における港湾行政の成立期を概観した。ここで言及した役人の兼任体制のために、M.P.O.成立期からセクレトウスとM.P.O.が王国行政上、同一人物の職務として史料に残されてきた。その結果、後の歴史家は、財務行政機構の一分野として港湾行政を認識するに至った。

この認識はシャルル治下では港湾行政の一面しか捉ええない。既述したように、アンジュー朝行政研究の修正主義的見解に沿って、この認識がシャルル治世にも引き継がれた。そしてアンジュー朝期の港湾行政は、マンフレードゥス治世を踏襲し、目立つ変化のない時期であるとされた。しかしシャルル治下の港湾行政はそうした静的な様相を保つてはいられなかった。なぜならば一三世紀後半の地中海世界において大きな影響力を持ったシチリア王は、地中海各地と関わる多くの機会を持ち、それに応じた措置を講じなければならなかったからである。

二章 シャルル治下の港湾行政改革

際立つ変化がないと思われたシャルル治下の港湾行政だが、RCAを精査すると、シャルル治下では、コツラオの指摘する一二七八年のほかに、二つの転換点を見出すことができる。加えて従来言及されてきた一二七八年の変化は、テクストの分析から修正を要することが明らかとなった。本章では、はじめにシャルル治下の港湾行政に関連する政治・外交を確認する。続いて史料から作成した表をもとに「人事」「管轄」について言及し、それらのテクストから「職務」について明らかにすることで、その三つの転換点について説明及び修正を施し、港湾行政を明らかにしていく。

シャルルの地中海政策

シャルルは、しばしば「野心家」と評されるように、地中海世界に広く関心を抱いた王として知られている⁽²⁹⁾。中世シチリア王国における港湾政策を明らかにする上で、同王による地中海への関心を明らかにすることは、その理解の一助となろう。しかし紙幅の都合上、詳細な言及は控えるべきであると思われる⁽³⁰⁾。したがってここではシャルルの港

湾行政に関係する政治外交を記述するに留める。

シャルル治下において、港湾行政改革の契機となったのが、一二七二年から始まるジェノヴァとの戦争である。この戦争は、ジェノヴァのシチリア近海における海賊行為を助長し、シャルルに港湾防衛のための措置を必要とさせた。そして一二七四年に一度休戦協定の破局を経て、最終的にインノケンティウス五世の仲介をもって一二七六年に終戦した。⁽³¹⁾

ジェノヴァとの戦争が展開する一方で、シャルルは東地中海へと関心を示した。一二六七年に息子フィリップスの婚姻を通じてアカイア公国の継承権を獲得し（ヴィテルボ協定）、次いで一二六九年から七〇年にかけて、婚姻政策でハンガリー王国との同盟関係を築いた。さらにシャルルはエピロス公国ミカエル二世アンゲロスの死後、ドラツツォを獲得したことで、バルカン半島における政治の中心的な歯車の一つとなる。そうして彼は一二七二年アルバニアの王を自称するに至った。⁽³²⁾

そのバルカン半島では絶えずビザンツとの戦いが繰り広げられ、それがビザンツへの戦費支出と敵意を増大させた。一二七四年の第二リヨン公会議以後、シャルルは教皇にビザンツへの不干渉を誓う。しかしそれに乗じたパレオロゴス朝ビザンツ皇帝ミカエル八世がバルカン半島における

シャルルの土地、ドウラツツォ、ベラトなどのアルバニア南部を次々と包囲したことで、両者の紛争が激化する。⁽³³⁾ それでもシャルルは一二七八年に自らアカイア公国の君主を継承し、⁽³⁴⁾ さらにアドリア海の玄関となるコルフ島を掌握することで、アドリア海における影響力を行使し続けた。⁽³⁵⁾ そうした過程を経て、シャルルは一二七〇年代後半にビザンツ遠征を画策し、その機会をうかがっていた。さらに一二七七年、聖地国家においてシャルルは婚姻関係を通じてイエルサレム王位を獲得したことで、地中海世界において数多くの重要な肩書を負った。

しかし周知のごとく、イエルサレム王位獲得後まもなく、各地の暴動に見舞われ、一二八二年には晩禱事件を機にシチリア島を失う。その三年後、シャルルは命を落とした。地中海の十字路、その要であったシチリア島は以後アラゴン連合王国の支配下に置かれた。そしてナポリを中心とするシチリア王国とシチリア島部のシチリア王国が併存し、二〇〇年に及ぶ戦争を繰り広げることとなる。⁽³⁶⁾

表一 各セクレタリアにおけるセクレトウス一覧

西暦/sept-1-aug-31	Indictio	Pincipatus(P)	Terra Laboris(T)	Agritutus(AB)	Apulia(Ap)	Calabria(C)	Isola Siciliae(S)
1266	1267	10			Nicholaus Frezza de Ravello	Bartholomeo Scorbaioco	
1267	1268	11			不明	Guillelmo de Logotheta, Riccardi Carne de Calabrie	不明
1268	1269	12	不明		Mattheus Rufulo de Ravello		
1269	1270	13			Nicholaus Accozzioco	Guillelmo de Logotheta	
1270	1271	14			Mattheus Rufulo de Ravello	不明	Petrus Autorio(seb secretus)⇒Mattheus Rufulo
1271	1272	15		Serugius Pintus	Nicholaus Frezza de Ravello	Thomasius iudicis Ricardi de Amalfia	Mattheus Rufulo de Ravello
1272	1273	1	Pandonus de Afflicto/Rogerio Trara de Scala		Constantio de Afflicto/Constantinus Toczi	Bartholomeo Accozzioco/Rogerus Trara de Scala	Iohanninum de Bello de Messina
1273	1274	2		Leo Accozziaco	Nicholaus Accozzioco	Bartholomeus Accozzioco/Rogerus Trara de Scala	Iacobo Rufulo de Ravello
1274	1275	3			Rogerus Trara de Scala	不明	
1275	1276	4	Pandonus de Afflicto de Scala/(Rogerus Trara de Scala)		Thomasius Caczoli de Scala	Iacobo Rufulo de Ravello/(sept)/Nicolaoius Trara de Scala/Mattheus Rufulo	Nicolaoius Trara de Scala/Mattheus Rufulo
1276	1277	5			Constantio de Afflicto	不明	不明
1277	1278	6	Thomasius Iudicis Ricardi de Amalfia/Stephanus de Ricardi de Amalfia			Iacobus de Capua militis	Mattheus Rufulo de Ravello/Iohannes de Lentino
1278	1279	7			Ursonis Rufulo de Ravello/Iacobus de Rufulo de Ravello		Laurentio Rufulo de Ravello
1279	1280	8		Angelus de Vito		不明	不明
1280	1281	9					
1281	1282	10		不明			
1282	1283	11			Iohannes Muscettua		Leoni de Pando

表二 各地のマグナステル・ポルトウラーヌス一覧

西暦/sept-1-aug-31	Indictio	Pincipatus	Terra di Laboro	Abruzzo	Fuglia	Calabria	Isola di Sicilia
1266	1267	10					
1267	1268	11					
1268	1269	12					
1269	1270	13					不明
1270	1271	14					
1271	1272	15		Serugius Pintus	Nicholaus Frezza de Ravello	Thomasius iudicis Ricardi de Amalfia	Angelus de Vito/Madius Rubeo de Neapoli

1272	1273	1	Medius Rubeo di Neapolis/Sergius Pintus(MPo et Pt)/Urso Rutulo/Leonis Castaldi(qgMPit)	Urso Rutulo de Ravello/Mattheus Rutulo de Ravello/ Nicholaus Accorzioco/Carmetus de Griffo de Neapoli /Petrus Capuani de Amarfia	Thomastus iudicis Ricardi de Analfia/Bartholomeo Accorziocus de Ravello/Iohannes Curialis de Salerno/Leo de Pando de Scala/Mattheus de Protoiudice de Analfia/Nicola Turionis de Nuceria cum Bernardo de Albamala(qgMPit)/Iohannis Carboni de Piscaria	Mattheus Rutulo de Ravello/iud. Iohannis Carolii de Baro/Frederici Trare de Scala et Rogerio Romaldithi de Baro(qgMPit)
1273	1274	2				Giovanni Carbono de Pescara/Mattheus de Riso de Messana/Bartholomeo Accorzioco/Laurentio Rutulo de Ravello/(Iacobus Rutulo)/Fredericus Trare de Scala
1274	1275	3	Rogerius Sclavo	Urso Rutulo de Ravello/Nicolaus Freceze de Ravello		Iacobus Rutulo de Ravello(Secretus et MPo.)
1275	1276	4	Iohannucio de Pando	Urso Rutulo de Ravello	不明	Angelus de Vito/Bartholomeo Accorzioco/Laurentio Rutulo de Ravello/(Iacobus Rutulo)
1276	1277	5	Iohannucio de Pando/(Urso Rutulo)	Urso Rutulo/Sergius Pintus/Nicholaus Freeza		Nicholaus Accorzioco/Laurentio Rutulo de Ravello
1277	1278	6	Nicolaus Cortici de Baro/Sergius Pintus/Nicholaus Freeza	Iohannes Signolifus de Neapoli (MPr,Po1277)/Angelus Sarella de Ravello (MPr,Po1277)	Paulus de Botonto	Iohannes de Lentino/ Mattheus Rutulo/Petro de Semine(MPr,Po)/Costano Caciolo(MPr,Po)
1278	1279	7	Pandonus de Afficto	Iohannis Singnolo de Neapoli/Angelus Sannelle/Thomastus de Vincentio(MPr, Po de Apulia)	不明	Pasckarolus de Trano/Riccardus de Falcone de Vigiliis
1279	1280	8				不明
1280	1281	9	Visancio de Vigiliis	Nicolaus Castaldo/Mauro Pironto	Gualterius de Melificia	Iacobo Rutulo/Iacobo Pronto?
1281	1282	10				不明
1282	1283	11				不在?
1283	1284	12			戦争による混乱	Romeo Sa Portella/Lapo Ghiandone

人事と管轄

シチリア王国の港湾行政は、こうした地中海の政治動向に左右されながら、動的な変化を見せた。ここではRCAから作成した表をもとに議論を進める。表一はセクレトゥスに関して、表二はM.Po.について、誰が、いつ、どこを管轄したかを抽出したものである。

まず第一にシユタウフェン朝からの継承という観点から言えば、表の多くにラヴェツロ、スカーラといったアマルフイ近郊のムーネ出身者が目立つ。特にラヴェツロのルフロー家は、先のニコラウスの子ウルソとマテウスが、ともにセクレトゥスあるいはM.Po.に着任し、さらにウルソの子ヤコブスもまた同様であった。

そして注目すべきは一二六五年のマンフレードウスの証書にみた兼任体制である。インディクティオー15年（以下、表での表記に合わせInd.nと表記）までは、シチリア島を除く地域で、この兼任がみられる。それは、王が彼らに対し書簡を送る際、例えば以下のように記される宛名、「王シャルル(etc)、プーリアのセクレトゥスとマギステル・ポルトウラーヌスであるニコラウス・フレツツァ・デ・ラヴェツロに宛てて。」と記載されることから見受けられる。⁽³⁷⁾

しかし一二七二年Ind.1年に、その兼任体制が変化する。表二のInd.1年では、従来同様主にアマルフイ人がM.Po.

として名を連ねているが、各地に複数名のM.Po.が任命されている。⁽³⁸⁾さらに表一と比べれば明らかのように、彼らは、一部を除き、セクレトゥスと兼任されない。加えてM.Po.の数名が、そのマギステル・ポルトウラナートウスの運営を任されている。⁽³⁹⁾一二七二年九月前後に人事上の変化があり、Ind.1年の初めに改革が行われたことを示唆している。

その改革は、まさにジェノヴァとの戦争の開始時期に重なり、シャルルはこの時期に、より確実な港湾行政の整備が迫られていたことが窺われる。それはシチリアの港湾及び近海をめぐる激しい攻防からも説明できる。⁽⁴⁰⁾シャルルは戦争が始まると、シチリア島内のジェノヴァ人を追放し、かつジェノヴァ船籍の寄港を禁止した。ジェノヴァはそれを受け、シチリア島の対岸、マグリブのチュニス及びビジャーヤを手中にしていたハフス朝と「航行における安全協定」⁽⁴¹⁾を結ぶことで、別航路の確保を目論んだ。それに対してシャルルがハフス朝の王(Rex Tunisi)に「王(アル・ムスタンスイール)の覇権の及ぶ港湾からジェノヴァ船籍の排除」を命令し、⁽⁴²⁾かつ頻繁に臣下をチュニスに派遣し、その商館を監督させた。⁽⁴³⁾ここにシチリア近海を巡る激しい攻防が見られ、それゆえに港湾行政の強化に迫られたと考えられるのである。

王の関心に影響を受けながら、上記一二七二年の変化を

経て、つづく第二の転機となるのが Ind.5 年、管轄の変化である。もとより M.P.o. はセクレトゥスと兼任されていたことから、M.P.o. の管轄がセクレトゥスの管轄区分、すなわち四つのセクレティアによつて区切られていた。しかし一層バルカン情勢が激化するにつれて、特に一二七五年から一二七七年にかけて、その区分が、ウルソを中心とするアブルツォとプーリア、ヤヌンキウス・デ・パンドーを中心とするプリンチパートとテツラ・デイ・ラポーロとに分けられている。この時期に王国沿岸を東西に区切り管理し始めたことは明らかである。

以上のように、一二七二年に人事上兼任が見られなくなり、次いで一二七五年には管轄区分もセクレトゥスとは異なる形で担われるようになった。確かにカーディルは、M.P.o. の管轄が東西に分かれていることを指摘しているが、それ以前はセクレティアに基づいていたこと、行政上の変化が起こっていたことを見逃していた。⁽⁴⁴⁾ つまり一二七二年以降に見た兼任体制の変化も指摘できていない。以上のことから、シャルル治下の港湾行政は、絶えず地中海世界と関わり合いで港湾行政を変革してきたことが分かる。これらの外観の変革に加え、次にその職務についても言及していきたい。

職務の変化

一二七八年を跨ぐ Ind.6 年から 7 年にかけて、シャルルの港湾行政にみる三つめの変化が指摘できる。ここでは、しばしば先行研究で言及されている、M.P.o. とオフィキウム・タルシアナトゥーム・ナヴィーギー・エト・ヴァッセツローラム (Officium tarsianatum navigi et vassellorum、以下タルシアナトゥームと表記⁽⁴⁵⁾) との合流について記された一二七八年二月一日の史料を分析する。

コツラオは、シチリア島部において、M.P.o. とタルシアナトゥームが人事的に合流したことで、その職務に変化が起こったと指摘する。⁽⁴⁶⁾ この合流は、Ind.6 年から M.P.o. を務めていたヨハンネス・デ・レンティーノがタルシアナトゥームの管理運営を任されたことから指摘されてきた。そしてそれに伴い M.P.o. がタルシアナトゥームの職務、港湾防衛や艦船軍備に携わるようになったとして職務の変化が指摘された。

しかしこの転機とされる一二七八年の両役職の合流は、史料を精査したところ、コツラオによつて言及される合流とは違い、修正を要する。一二七八年二月一日のテクスト冒頭部には、次のように記されている。

「全シチリア島における M.P.o. でありプロクラートルであるパスカッロールスとリツカルドウス・デ・ファ

ルコーネに宛てて。：ヨハンネス・デ・レンティノーとマテウス・ルフロー・デ・ラヴェツロはシチリアのマジステル・ポルトラーヌスとプロクラートルの役所（以下、両役所）から除外される。そしてマテウスは、余の王国のシチリアとカラブリアにおけるタルシアナトゥーム―これは両役所が王の評議会を通して管理していたものだが―からも除外される。故にヨハンネスが一人で、以前は両役所から余の榮譽を通してなされた委託、ここではバイス・アミラトウスの印の下なされる委託によつて、タルシアナトゥームを一人で運営し、専念するように：」⁽⁴⁷⁾

確かに、ヨハンネスはシチリア島の M.P.o. の一人であったこと、そして一二七八年二月一日「以前」においてヨハンネスらにタルシアナトゥームの管理が任されていたことから、M.P.o. とタルシアナトゥームが「一時的に」合流していたと言えるだろう。しかし同史料冒頭では、ヨハンネスが、バイス・アミラトウスの下、タルシアナトゥームを一人で管理することが命じられており、タルシアナトゥームは M.P.o. と切り離されていたことがわかる。⁽⁴⁸⁾ すなわち M.P.o. とタルシアナトゥームは一二七八年二月以前から合流しており、一二七八年二月に分離したのである。つまり、この役職の合流は漸次的な変化の中で捉えら

れなければならない。

その変化は、M.P.o. の機能を分析していくことで自ずと明らかとなる。先の一二七八年二月一日の史料が注目されたのは、単に上述の人事の問題だけではなく、職務に関する細かな指示が出されているからである。まとめると同史料には以下のように記されている。

- ① 輸出入の際、王あるいは王国のセクレトゥスの許可 (*speciali mandato nostro, sigillum nostrum parvum secretum*) を求める。
- ② 港での収益は、一般的にはカストゥルム・オーヴィとされているが、ナポリの海に面するカストゥルム・サルバトリス（現カステル・デッローヴォ）に集められる。
- ③ 船舶は指定の港、すなわち教会、船舶所有者 (*comitum*、船長)、貴族 (*baronum*、地方領主) の港を利用しなければならない。
- ④ 荷積み及び荷揚げの際、合法違法問わず、大小問わず壺に商品を入れてはならない。
- ⑤ 天候不良やその他の災害が原因となり出港あるいは入港が遅れてしまう状況でない限り、合法違法問わず、そのような商品（壺入り）を荷積みあるいは荷揚げしてはならない。

⑥「そなたたちはその官職のために、確固として先のポルトウラナートウス及びプロクラティオーを運営し：港、沿岸や近海、さらには余の所領、加えて教会や諸貴族に属するあらゆる地域が、時に応じてふさわしい人物を配置することによって防衛されるように務めよ。」⁽⁴⁹⁾

アンジュー朝期には、このように職務を示す史料は少ないが、ここにはM.P.o.の職務が明確に指示されている。そして引用した⑥は、M.P.o.の港湾防衛という軍事面での関与が示されており、従来タルシアナトゥームとの合流によって職務が変化したことの示唆として指摘されてきた。しかし先ほどM.P.o.とタルシアナトゥームの関係において、その漸次的な変化を指摘したように、この職務の変化にも同様に時間的な幅があった。それは、すでに一二七二年以降、M.P.o.が港湾防衛及び艦船軍備に関わる軍事面で活躍していたことからわかる。

一二七三年三月一五日、シャルルは、シチリア島でシャルルの代理を務めるヴィカリウスから受け取った請願にに応じて、シチリア島に書簡を送っている。ヴィカリウスの請願内容は、ジェノヴァ船籍の攻撃から港湾を防衛するため、船舶を軍装及び配備すること、新たにポルトウラーヌを追加配置すること、そして王がそれをM.P.o.に命令す

るように要求するものであった。それを受けてシャルルはシチリア島に新たに二〜三人のポルトウラーヌスの追加を命じた。⁽⁵⁰⁾ さらに一二七五年、王が当時プーリアとアブルツォでM.P.o.を務めていたウルソに対し、船舶軍備の命令を出している。⁽⁵¹⁾

こうした命令文書の存在は、一二七八年以前から職務の変化が生じていたことを知らせてくれる。すなわちシャルルは、一二七二年以降の諸改革の中で、シチリア王国と地中海世界との政治関係上の問題や王自身の関心から、必要に応じ徐々にM.P.o.を変化させてきたのである。したがって一二七八年一月一日の史料は、そうした漸次的な変化の末に、シチリア島のM.P.o.がなすべき職務について記されたものとなる。この史料は、変革のひとつの転機を示すのではなく、シャルルが行政の外観のみならず、職務において漸次的に変化させてきたことの証左として重要なのである。

結 論

以上がシチリア王国におけるM.P.o.に関する素描である。本稿では、比較的古い研究に依拠した王国のM.P.o.研究に関して、成立からシャルル治世期まで、王国の政治外

交を踏まえつつ、行政史料の分析を通して港湾行政を検討した。その結果、目まぐるしく推移する地中海の政治情勢や外交を受けて、第一にM.P.o.がセクレトゥスから人事上で独立したこと、第二にシャルルの政策関心を受けてM.P.o.独自の管轄が設定されたこと、そして第三に徴税等の財務行政のみならず艦船軍備等の港湾防衛まで関与したこと、以上三点の変化が、シャルル治下の港湾行政において、漸次的かつ動的に生じたことが明らかとなった。それは、地中海交流史の視座に立つならば、シャルルが積極的に港の改革を行ったこと、そしてその港湾行政を通じてシチリアを中継地とする航路に対し影響力の行使を試みたことを示唆しているのである。

しかし一九世紀以降の王国行政史研究において、主要史料であるRCAが編纂されて久しいが、本研究にはいまだ多くの課題が残されている。というのもも王国の港湾行政に携わった役職は、本稿が扱ったポルトウラーヌス以外に、港と内地を結びつけるカリカトーレ (Caricatore: 荷積み人・荷主)⁽⁵²⁾や艦船の艤装を担い、艦船の軍備修復を担ったプロトンティーン、これらの役職を総合的に捉える必要があるからだ。さらに国王の役人以外に、港湾部に力を持った地方領主との封建関係を含め考察しなければならぬだろう。紙幅の都合上、本稿は彼らについて詳細な言及はで

きないが、今後ポルトウラーヌスと他の役職を包括的に提示することで、王国の港湾行政史研究は一層深化することになるだろう。

註

- (1) Olivia Remie Constable, *Housing the Stranger in the Mediterranean World: Lodging, Trade and Travel in Late Antiquity and the Middle Ages*, Cambridge, 2003; Sarah C. Davis-Secord, "Sicily and the Mediterranean: Communication Networks and Inter-regional Exchange", Ph.D. of University of Notre Dame, 2007. ホリヴァー・レミー・コンスタインブルが成した「商館 (Induq)」の分析の成果によって、地中海世界の各地が点と点で結ばれることが強調され、その弟子にあたるデイヴィス＝セコールドによって地中海の交流史が検討されている。近年ではDavid Abulafia, "Thalassocracies", Peregrine Horden and Sharon Kinoshita (eds.), *A Companion to Mediterranean History*, West Sussex 2014, pp. 139-153; Dominique Valérian, "The Medieval Mediterranean", Ibid, pp. 77-90 やその Idem, "Les relations entre Italie méridionale, Sicile et Maghreb au moyen âge: autour de trois ouvrages récents", *Médiévales*, 64 (2013), pp. 173-182 によつて港湾への注目から地中海交流史が描かれている。

- (2) 中世西洋社会における港と財政の関係が Neil Middleton, "Early Medieval Port Customs, Tolls and Controls on

Foreign Trade", *Early Medieval Europe*, 13 (2005), pp. 313-358 に於いて検討されたことである。

(3) William A. Percy, "Indirect Taxes of Medieval Kingdom of Sicily", *Italian Quarterly*, 22 (1981), pp. 73-85.

(4) D. Abulafia, *The Two Italies: Economic Relations Between the Norman Kingdom of Sicily and the Northern Communes*, Cambridge, 1977, p. 86. 拙稿「十三世紀後半におけるシチリア王国の地中海政策―シチリアを巡る諸特権を中心に―」『西洋史論叢』三六号、二〇一四、一〇七―一二二頁。

(5) Liboria Salamone, "L'archivio del Maestro Portulano del regno di Sicilia", *Archivio Storico Messinese*, 73 (1993), pp. 75-77. 一三三九年の設立以後、M.P.o. は、一八二四年に布告された王フェルディナンド一世(在位：一八一五―一八二五年)の勅令に基づき、一八二六年の関税管理局(Direzione generale dei dazi indiretti)に職務移転するまで存続した。

(6) (在位：一二六六年から一二八五年、一二八二年からは半島部のみ)本稿における言語表記について、史料上の人物および役職は統一してラテン語表記を用いる。地名は理解するうえで容易な現在の地名を用いている。本稿では例外的にシャルル・ダンジュー(ラテン語表記ではカロール・ダンジュー)をステイヴン・ランシマン著、榊原勝・藤澤俊房訳『シチリアの晩禱』藤原書房、二〇〇二年における訳によって最も広く知られた表記である「シャルル・ダンジュー」を用いることとする。

(7) Paul Durrieu, *Archives angevines de Naples etude sur les*

一三世紀後半シチリア王国の港灣行政と Magister Portulanus

registres du roi Charles Ier (1265-1285), Paris, 1887. Michele Amari, *La guerra del vespro siciliano, o un periodo delle istorie siciliane del sec. XIII*, 2 voll., Paris, Baudry, 1843. (trans. *History of the War of the Vespers*, 3 vols., London, 1850). W. A. Percy, "The Earliest Revolution Against the "Modern State": Direct Taxation in Medieval Sicily and the Vespers", *Italian Quarterly*, 22 (1981), pp. 69-83. 近年では Lawrence V. Mott, *Sea Power in the Medieval Mediterranean: The Catalan-Aragonese Fleet in the War of the Sicilian Vespers*, Miami, 2003 に於いて述べられている。

(8) Léon Cadier, *Essai sur l'administration du royaume de Sicile sous Charles Ier et Charles II d'Anjou*, Paris, 1891. Edouard Jordan, *Les origines de la domination angevine en Italie*, Paris, 1909. Emile G. Leonard, *Les angevines de Naples*, Montrouge, 1954. Giuseppe Galasso, *Il regno di Napoli. Il mezzogiorno angiono e aragonese in storia d'Italia*, Turin, 1992. アマリーリによって広く知られた古典的な見解は多くの批判を受けてきた。その中で、アンジュー朝君主によって圧政に基づく悪政が行われたというアマリーリの見解は、主にフランスの研究者らによって、シュタウフェン朝からの継承が強調されることで、相対化されたと言える。加えて二〇世紀後半、ナポリのフェデリコ二世大学にて、南イタリア(Mezzogiorno)を再評価したガラッソの成果を受け、一三世紀後半以後のイタリアで

自明視されていた古典的成果が再検討されるようになってきた。特にシャルルの再評価に関しては、D. Abulafia, “Charles of Anjou reassessed”, *Journal of Medieval History*, 26 (2000), pp. 93-114 を参照。

(9) シチリアの晩禱事件とは、一二八二年三月末日、パレルモで生じた暴動を機に、シチリア島内の広範囲において暴動が展開し、同年八月にアラゴン王家の侵入を招き、一〇月にアンジュー朝勢力がシチリア島から追放され、王国が島と半島とに二分された事件である。

(10) L. Cadier, *Essai sur l'administration du royaume de Sicile*, pp. 25-26. Adelaide Baviera Albanese, *L'istituzione dell'ufficio di conservatore del real patrimonio e gli organi finanziari del regno di Sicilia nel sec. 15: contributo alla storia delle magistrature siciliane*, Palermo, 1958, pp. 72-74. カードイルやアルバネーゼの見解は、一九八三年にピエトロ・コッラオによって継承され、それを基礎として二〇〇五年にベアトリーチェ・パスキエータが『フェデリコ二世辞典 (Encyclopaedia Federiciana)』の “Magister Portulanus” の項目を執筆した。Pietro Corrao, “L'ufficio del Maestro Portulano in Sicilia fra angioini e aragonesi”, in *La società mediterranea all'epoca del Vespro*, vol. 2, Atti di XI congresso di storia della Corona d'Aragona, Palermo-Trapani-Erice (25-30 aprile 1982), Palermo, 1983, pp. 419-431. Beatrice Pasciuta, “Magister Portulanus”, *Federico II. Enciclopedia Federiciana*, vol. 2, Roma, 2005, pp. 241-242.

(11) M.Po. の日々の業務をうかがい知る史料は一五世紀に一部、そして一五四七年から廃止される一八二一年まで Tribunale del Real Patrimonio, vol. 90-95, Archivio di Stato di Palermo; Gancia の保衛やれづら。シチリア島の港務行政に関する規定は一二三三八年 Real Cancellerie d'Aragon, 1, ff. 38-43, “Capta officii mag. portulanatus regie”, Archivio di Stato di Palermo; Catena. 一三三六年 Real Cancellerie d'Aragon, 1, ff. 22-26, “Capitula officii idem portulanii”, Archivio di Stato di Palermo; Catena を残す。れづら。

(12) Pietro Corrao, “I Porti Siciliani nel sistema di comunicazione Mediterranea: identità urbana e ruolo politico-economico”, *Villes portuaires de méditerranée occidentale au moyen âge îles et continents, XIIIe-XVe siècles*, 26 (2015), pp. 185-199 を一三一一一十六世紀にかけて、シチリア島の各都市とその港を中心とし、地中海の各地域を結ぶ航路、そして海軍防衛に関するシステムを説明してくれている。加えて Hadrien Penet, “Du port à la ville: fonctions portuaires et urbanisation à Messine (Fin XIe- Début XVIIe Siècle)”, *Ibid.*, 26 (2015), pp. 201-227 を同様に港務に関する論考として参照。

(13) Gian Luca Borghese, Carlo I d'angio e il mediterraneo: politica, diplomazia e commercio internazionale prima dei vespri, Roma, 2008.

(14) *I Registri della Cancelleria Angioina*, a cura di Riccardo Filangieri, voll.1-50, Napoli, 1950-2010 (エドモ RCA を参照)

は第二次世界大戦期、ドイツ軍の空襲によって史料の焼損・混乱をみた。先述のガラッソの成果に影響を受けて、Archivio di Stato di Napoliが中心となってフィランジェーリが同史料の編纂・整理を始め、今日まで続けられてきた。その成果によって、停滞していたアンジュー朝研究が再び活性化したのである。

- (15) A. B. Albanese, *L'istituzione dell'ufficio*, p. 70. シチリアの港湾における徴税は、ドゥアーネ・マーリス (Dohane Maris) やユース・ポルトゥス (Ius Portus) と呼ばれる関税 (あるいは入港税)、すこし時代が下るとユース・ドゥアーネ (Ius Dohane) とユース・エグジトゥール (Ius Exiture) : 特定商品を輸出する際、荷積みすると同時に徴収された輸出税、あるいは出港税) という形で徴収された。ノルマン支配期では、関税や一般的な輸出税は存在したが、後の時代に見る保護貿易的に小麦や大麦などの穀物、または塩などの特定の商品の輸出入に対して、課税することはなかったとされている。

- (16) P. Corrao, "L'ufficio del Maestro Portulano", p. 419.
- (17) ノルマン支配期の行政研究、特に財務行政に関しては、Carlo Alberto Garufi, "Moneta e conii nella storia del diritto siculo dagli Arabi ai Martini I", *Archivio storico siciliano, nuova serie*, 27 (1898), pp. 1-171 や高山博「十二世紀シチリアにおけるノルマンの財務行政機構」『史学雑誌』九二編、七号一九八三、一一〇七—一一五二頁、また高山博『中世地中海世界とシチリア王国』東京大学出版

一九九七を参照。ノルマン支配期のポルトゥラーヌスの職務は Salvatore Cusa, *I diplomati greci ed arabi di Sicilia pubblicati nel testo originale*, 2 vols, vol.1, Palermo, 1868, pp. 490-491 によって紹介された史料において、ドゥアーナ・デ・セクレティースとドゥアーナ・バーローヌムの長官ゴクレドゥス・デ・モアクがポルトゥラーヌスに諸免税の指示を出している。同史料は A. B. Albanese, *L'istituzione dell'ufficio*, p.71, C. A. Garufi, "Documenti normanni inediti", Documenti per servire alla storia di Sicilia, vol.18 (1899), Palermo, p. 200 や高山博『中世シチリア王国の研究—異文化が交差する地中海世界—』東京大学出版、二〇一五年、一一六—一一七頁において紹介されている。

- (18) *Il Registro della Cancelleria di Federico II del 1239-1240*, a cura di C. C. Venditelli, Roma, 2002, pp. 22-3, 731, pp. 643-644. P. Corrao, "L'ufficio del Maestro Portulano", p. 419.
- (19) 一三世紀における港湾の徴税プロセスは Luigi Genuardi, *Per la storia economica siciliana: l'esenzione dell'ius exiturae in Sicilia nei secoli 13. e 14.*, Palermo, 1906 や古典研究とことば、A. B. Albanese, *L'istituzione dell'ufficio*, pp. 70-71 が具体的な説明を加えている。
- (20) Paolo Colliva, *Ricerche sul principio di legalità nell'amministrazione del regno di Sicilia al tempo di Federico II*, Milano 1964, p. 286 を参照。マキステル・プロ

クラートルはフレデリクス二世治下創設され、王国財政において、王国世襲地の管理や諸勢の徴収などの財務を担っていた。

- (21) 高山博『中世地中海世界とシチリア王国』一八九頁。セクレティアは、ノルマン支配期から続く行政区分であり、かつて王国に併合された侯(公)領が基礎となっている。アンジュー朝期のセクレティアに関しては、W. A. Percy, "The revenues of the Kingdom of Sicily under Charles I of Anjou, 1266-1285 and their relationship to the Vespers", Ph.D. of Princeton university, 1964, pp. 141-142を参照されたい。そこでは、テッラ・ディ・ラボーロとプリンチパートとアブルッツォを一つのセクレティアとし、その他にプーリア、カラブリア、シチリア島を合わせ4つのセクレティアを形成している。
- (22) A. B. Albanese, *L'istituzione dell'ufficio*, pp. 47-57.
- (23) Antonino Marrone, "I titolari degli uffici centrali del regno di sicilia dal 1282 al 1390", in *Mediterranea ricerche storiche*, vol. 4 (2005), pp. 342-343. ローマ帝国時代から公的な資金(王国財産・国庫)を管理する役職として各地に敷設されたラティオナリスを管理する官職。シチリア王国において行政上確立するのは一二四〇年とされ、王国における財務の出納を記録する職務を担った。アンジュー朝期における職務は、王国評議会の所有する財産すなわち行政政策上で清算された収支の目録作成とされる。
- (24) L. Cadier, *Essai sur l'administration du royaume de Sicile*, p. 25.
- (25) Patricia Skinner, *Medieval Amalfi and Its Diaspora 800-1250*, Oxford, 2013, pp. 145-147.
- (26) Mario Caravale, "Della Marra, Angelo" *Dizionario Biografico degli Italiani*, Vol. 37 (1989).
- (27) シェナル治下のギンカ(Zecca:造幣局) 杉 Stefano Palmieri, "L'archivio della regia zecca: formazione, perdite documentarie e ricostruzione", in *L'etat angevin, pouvoir, culture et société entre XIIIe-XIVe siècle*, Rome, 1998, pp. 417-420を参照されたこと。
- (28) MGH, *Diplomata regum et imperatorum Germaniae XVII Manfred*, n. 149. エマントレーヌは、リジー・デ・マツラがシチリア島におけるセクレティアとホルトマラナータスの職務(officium)に就くように要求した。
- (29) Steaven Ranciman, *The Sicilian Vespers*, 1958, Cambridge, pp. 135-147.
- (30) シヤールの詳細な人物史は Peter Herde, "Carlo I d'Angiò, re di Sicilia", *Dizionario Biografico degli Italiani*, vol. 20 (1977) 464. Jean Dunbabin, *Charles I of Anjou - power kingship and State-making of Thirteenth Century Europe*, London, 1998を参照されたこと。
- (31) F. G. Leonard, *Les angevines de Naples*, p. 101.
- (32) Ducellier Alain, "Balkan Powers: Albania, Serbia and Bulgaria (1200-1300)", in *The Cambridge History of the Byzantine Empire c. 500-1492*, pp. 796-797.

(33) *Ibid.*, p. 798.

(34) アカイア公国の継承は、息子フィリップスとアカイア公ギョームの娘イザベルとの結婚の後、後継ぎなく死んだ場合はフィリップスの父であるシャルルが継承することが取り決められていた(一二六七年ヴィテルボ協定)。それに従い一二七七年にフィリップスが死んだ際、翌年シャルルが同公国を継承した。

(35) G. L. Borghese, *Carlo I d'angio e il mediterraneo*, pp. 73-111. シャルルのバルカン半島への進出をまとめたボルゲーゼは、シャルルがコルフ島を掌握し続けたことでアドリア海からバルカン半島へさらにはビザンツまで広く影響を与え続けたことを指摘している。

(36) D. Abulafia, *The Western Mediterranean Kingdoms 1200-1500: The Struggle for Dominion*, London, 1997, p. xv (preface).

(37) 以下史料上の宛名表記を引用: RCA, vol. 7, reg. 29, n. 3, "Scriptum est Sergio Pinto de Neapoli, Secreto et magistro Portulano Principatus Terre Laboris et Apruti etc...". *Ibid.*, n. 4, "Scriptum est Mattheo Rufulo de Secretaria et Magistratu Portulanatus Sicilie...". *Ibid.*, n. 7, "Thomasius iudicis Riccardi de Amarfa, Secretus et mag. Portulanus Calabrie...". *Ibid.*, n. 9, "Nicolaus Freeca de Ravello creatur secretus et mag. Portulanus Apuie." シチリア島は例外的であり、そのセクレテリアはサルン川を挟み東西 (Sicilia Citra/ Sicilia Ultra flumen Salsum) に分かれており、一〇

のセクレテリアではあるが二人の M.Po. がいたため、両職務を兼任するマテウスとは別に M.Po. 職だけを担うマディウス・ルベオー・デ・ネアポリがいた。*Ibid.*, n. 8, "Madius Rubeus de Neapoli, mag. Portulanus Sicilie."

(38) RCA, vol. 9, reg. 41, n. 32-33. シャルルが各地域の M.Po. を国王評議会 (Curia Regis) に招集した際、各地の M.Po. の人物の名を挙げている。同時期のセクレトゥス職を担う人物を見ると異なる人物が職に就いていることが明らかである。セクレトゥスに関しては表一。

(39) マギステル・ポルトウラナートゥスの運営は "qui gesserint Magister Portulanatus" と表記された。表中では qgMPlt と表記。

(40) D. Abulafia, *The Two Italies: Economic Relations Between the Norman Kingdom of Sicily and the Northern Communes*, Cambridge, 1977, pp. 85-122. 拙稿「一三世紀後半におけるシチリア王国の地中海政策」一三二-一三六頁。シチリア王によるイタリヤ商人に対する様々な特権の付与は「奪は」ノルマン支配期から行われた。

(41) Louis de Mas Latrie, *Traites de paix et de commerce et documents divers concernant les relations des chrétiens avec les Arabes de l'Afrique Septentrionale au moyen âge recueillis par ordre de l'empereur*, Paris, 1866, pp. 122-125.

(42) RCA, vol. 10, reg. 69, n. 98.

(43) RCA, vol. 13, reg. 70, n. 114, 131, 309, 310.

(44) L. Cadier, *Essai sur l'administration du royaume de*

Sicile, pp. 25-26.

- (45) Lorence V. Mott, *Sea Power in the Medieval Mediterranean*, pp. 110-111. タルント・ナート・マームとが、軍備を意味して王国内におよびけるが該役所の職務は専ら艦船の軍装であり、王国の編制準備を成すかゝるべしとす。

(46) P. Corrao, "L'ufficio del Maestro Portulano", p. 422.

- (47) *RCA*, vol. 21, reg. 87, n. 108, "Scriptum est Pasckarolo de Trano et Riccardo de Falcone de Vigiliis. De fide et legalitate vestra confisi, amotis Johanne de Lentino mil. et Matheo Rufulo de Ravello ab officio Magistri Portulanatus et Procurationis Sicilie et eodem Matheo ab officio Tarsianatum navigii et vassellorum Curie nostre Sicilie et Calabrie, que officia ipsi ambo per nostram Curiam exercebant, ita quod ipse Johannes solus officium ipsum Tarsianatum navigii et vessollorum iuxta commissionem ipsis ambobus dudum per Excellentiam nostram factam sub titulo Vice Ammiratie debeant exercere..."

(48) *RCA*, vol. 21, reg. 89, n. 319. 此の條、マクハネと地ノリヤノ年五月にシントス・トマソ・トーマスに社給を授けし事。

- (49) *Ibid.*, "... vos personaliter conferentes officium ipsum Portulanatus et Procurationis in eisdem partibus... exercendo, portus, litora et maritimas omnes ipsarum partium tam demanii nostri quam ecclesiarum comitum et baronum... custodiatis et faciatis... custodiri per idoneos... viros... ad hoc exinde statuendos..."

(50) *Ibid.*, vol. 10, reg. 69, n. 78.

(51) *Ibid.*, vol. 14, reg. 73, n. 133.

- (52) Henri Bresc, "Le caricature méditerranée, fragment d'un espace maritime éclaté (XIe-XVe siècle)", in *Les ports et la navigation en méditerranée au moyen âge*, Leipzig, 2009, pp. 149-159.

付録表註

表一表のオムルに *RCA*, voll. 1-26, registri, 1-114 を参照。オム各冊のオムルに参照した表のオムル

- 1266-1268: *RCA*, voll. 1-2, 4-5/ 1268-1269: *RCA*, voll. 1-5, 7/ 1269-1270: *RCA*, voll. 2-4, 6-7/ 1270-1271: *RCA*, vol. 3-8/ 1272-1273: *RCA*, voll. 5, 7-12/ 1273-1274: *RCA*, voll. 9-12, 14-15/ 1274-1276: *RCA*, voll. 11-17/ 1276-1277: *RCA*, voll. 11-20/ 1277-1278: *RCA*, voll. 11, 13-21/ 1278-1279: *RCA*, voll. 18-23/ 1279-1280: *RCA*, voll. 20-25/ 1280-1281: *RCA*, voll. 22-25/ 1281-1282: *RCA*, voll. 24-26.